

(No.421)

# ごかの お知らせ

## お知らせ

### ■住基カードは公的な証明書として使えます

(町民税務課)

写真付きの住民基本台帳カード(住基カード)は運転免許証などと同様に公的な証明書としてお使いいただけます。

運転免許証の自主返納をお考えの方やバスポートをお持ちでない方、公的な証明書を取得したいと考えている方は住基カードをぜひ取得ください。

※住基カードの交付申請には運転免許証などの本人確認書類が必要です。運転免許証の主返納をお考えの方は住基カードをぜひ取得ください。

○お問い合わせ

- ・印鑑

町民G (内線233)

### ■国民健康保険限度額適用及び後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定について

(町民税務課)

国民健康保険及び後期高齢者医療には、被保険者の方が入院されるときに、治療にかかる費用や食事代が自己負担限度額までとなる制度があります。

所得審査を行ったうえ、該当する方につきましては8月1日付します。

(日)からの新しい「認定証」を交

務課で申請してください。

○持参するもの

- ・現在使用中の認定証
- （お持ちの方）

町民G (内線233)

ード取得後に自主返納をして頂くと手続きがスムーズです。交付申請の手続きには一定の要件・手数料がありますのでお問い合わせのうえ、町民税務課までお越しください。

○お問い合わせ

町民G (内線233)

### ■国民年金保険料には免除制度があります

(町民税務課)

保険料の免除制度は、「全額免除」と「半額免除」の2種類でしたが、平成18年7月から「4分の1免除」、「4分の3免除」が新たに加わり、全額免除制度と3段階の一部納付（一部免除）制度になっています。（表1参照）

納付する月々の保険料額は次のとおりです。（平成22年度）

4分の1免除	2分の1免除	4分の3免除
1,1,330円	7,550円	3,780円

保護法の生活扶助を受給している方の保険料が免除されますが少くならないよう、10年以内に納付することができます。

この場合、承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じて一定の加算額が加わります。

なお、一部免除を受けた場合に、納付すべき一部保険料が未納となつた場合には、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

なお、一部免除を受けた場合に、納付すべき一部保険料が未納となつた場合には、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

※任意加入被保険者は対象となります。

○お問い合わせ

町民G (内線233)  
下館年金事務所

☎ 0296(25)0811



QRコード  
五霞子育て支援センター  
ホームページ

### 五霞子育て支援センター がらのお知らせ!!



8月の開放事業「ほほえみキッズ」、0・1歳児対象親子広場「びよびよクラブ」、親子体操「ひよこクラブ」は、お休みです。園庭開放は、下記のとおり行っていますので、是非、遊びに来てください！

【開放日】毎日(日曜、祝日、園行事開催日は開放しません。)

【時間】AM9:00～PM12:30

※園庭開放についてのお問い合わせは、下記電話番号までお願いします。

**五霞子育て支援センター 担当:小松**  
茨城県猿島郡五霞町元栗橋1563-3 ☎ 0280-84-3788

広告